

令和元年度甲種防火管理新規講習実施要領

1 講習の目的

この講習は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項により政令で定める防火管理者の資格を取得させることを目的とする。

2 講習実施機関

羽島郡広域連合消防本部

3 講習の種別、実施日時及び場所

甲種防火管理新規講習

- * 一日目 令和元年8月1日(木)午前9時30分から午後4時20分まで
二日目 令和元年8月2日(金)午前9時30分から午後3時30分まで
予備日 令和元年8月7日(水)・8月8日(木)
- * 羽島郡笠松町美笠通3丁目25番地 羽島郡広域連合消防本部大会議室(3階)
- * ホテル、病院、物品販売店など不特定の人が出入する建物で、収容人員が30人以上、延べ面積が300㎡以上(甲種防火対象物という。)の関係者
- * 工場、事務所、共同住宅など特定の人が出入する建物で、収容人員が50人以上、かつ延べ面積が500㎡以上(甲種防火対象物という。)の関係者
- * 認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設等で収容人員10人以上の関係者

4 申込期間及び定員

令和元年7月1日(月)～7月26日(金) 45名

5 講習科目の免除

甲種防火管理新規講習受講者で、消防用設備点検資格者講習又は自衛消防業務講習の修了者は、「防火管理の意義と制度」の科目が免除されます。(申請書必要)

6 修了証の交付

各講習の全科目講習を受講したものに限り、修了証を交付します。

7 受講料

4,500円

8 受講手続

受講希望者は、別紙受講申込み書に必要事項を記入し、写真(最近3ヶ月以内に撮影したもので、縦3.0cm、横2.4cm、白黒・カラーとも可)を受講申込書に添付し、消防本部予防課まで申し込んでください。

※ 郵送の場合は受付いたしません。

9 その他

- (1) 受講希望者多数の場合は、定員になり次第申し込み期間内でも締め切ることがありますので早めに申し込まれるようお願いします。
- (2) 受講の取り消し又は欠席された場合でも受講料は返還できません。
- (3) 羽島郡内に暴風警報等が発令されるなど、天災による被害、または被害のおそれがある場合等には、やむをえず講習を中止する場合があります。中止の場合は、当日の朝7時に決定し、受講者の方に事務局よりご連絡いたします。